

# 創業を希望される皆さまへ

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けました。

平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援事業者と連携して創業支援を応援することとなっています。

村においても、創業支援事業計画を策定し国から認定を受けました。計画では、各創業支援機関と連携を図り、窓口相談、実践創業講座などを行います。村は、身近な連携支援体制で創業しやすい環境づくりを行い創業者を支援します(計画年度平成27年度～平成29年度)

## 特定創業支援事業を受けた創業者への支援

村は、特定創業支援事業を受けた人に対して申請に基づき「認定特定支援事業による支援を受けたこと」の証明書を発行します。(特定創業支援とは※)

①認定を受けた創業支援事業の支援を受けて創業を行うとする者が株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(資本金の0.7→0.35%)されます。

※最低税額は15万円のところ7万5千円に減額

②無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円～1,500万円に拡充されます。

(既に創業している者についても特定創業支援事業による支援を受けることにより保証枠が拡充します)

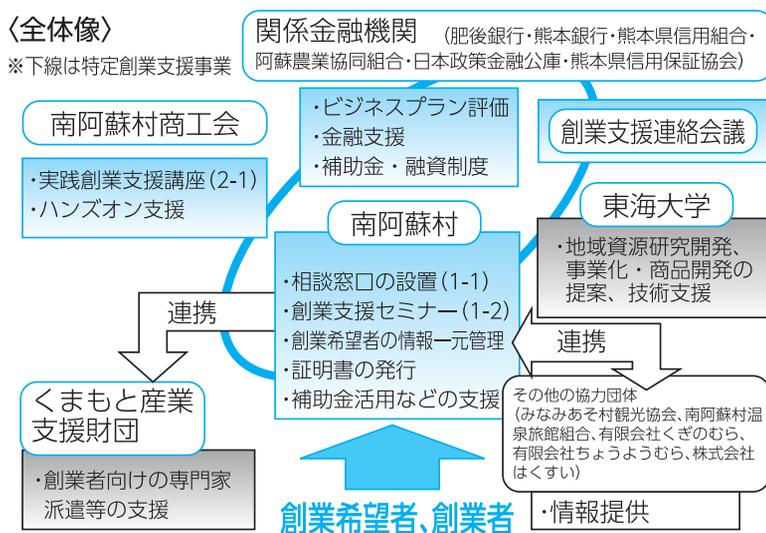
③創業2カ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6カ月前から利用の対象になります。

※特定創業支援事業とは、市区町村または創業支援事業者が創業希望者などに行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく事業をいいます(村計画では、村商工会が行う個別創業講座をいいます)。

個別創業講座の開催時期・内容については、決定次第、ホームページなどでお知らせいたします。

### 〈全体像〉

※下線は特定創業支援事業



〈問い合わせ〉 役場 企画観光課商工係  
TEL (67) 11112

## 村内中小企業のみならずへ 平成27年度の中小企業融資金利子補給を実施します

### ❶ 利子補給とは？

村中小企業の近代、事業運営の円滑化を促進するため、中小企業者が事業を運営するために必要な資金の融資を受けた場合の利子補給

- ①設備資金 村内の店舗・下宿・宿泊施設などの新築・改装・工場機械、駐車場設備・営業専用車両の取得
- ②事業運営資金 原材料・商品の購入、賃金など

### ❷ 利子補給対象者は？

- ①村内に住所および事業所を1年以上有する個人または法人
- ②村税を完納しているもの
- ③当該利子補給事業を受けた個人または法人については、設備資金または事業運営資金それぞれに申請時事業計画記載融資期間後の融資から対象

### ❸ 利子補給の期間は？

設備資金の場合は借受人が取扱金融機関から融資を受けた日の属する月から設備資金については3年、事業運営資金については1年

### ❹ 利子補給の額および算定対象期間は？

- ①算定期間 平成27年1月1日(木)～12月31日(木)
- ②利子補給の額は、借受人が取扱い融資機関に支払った借入金の利子(延滞金を除く)のうち年利4%以内
- ③対象額は融資金のうち500万円を限度

### ❺ 融資機関は？

政府系統融資機関、肥後銀行、熊本銀行、阿蘇農業協同組合、熊本県信用組合、県内に本店がある信用金庫

### ❻ 申請の手続期間は？

- 第1次申請 9月30日(水)
- 第2次申請 平成28年1月29日(金)(第2次申請を希望している事業所は、商工会に事前協議をお願いします。)

9月30日(水)までに村商工会本所に申し込んでください。(土・日、祝日を除く)

### 〈問い合わせ〉

村商工会本所 TEL (62) 9435  
役場 企画観光課商工係 TEL (67) 1112